資料 2

消費者施策に係る県の取組について（平成30年度）

解決力の向上等		消費者力の向上	
資質・能力向上	○地域見守りに係る協力者対象研修（年10回） 専門的知識及び実務能力向上を目的とした研修 ○消費生活相談員スキルアップセミナー（年10回） 各分野の講師を招いての研修 ○生活相談事例研究会（年10回） 相談事例によるワークショップ ○地域担当の配置、消費生活センター訪問 ・市町村からの支援要請に対応する職員及び消費生活相談員を広域振興局ごとに配置 ・市町村消費生活センターを訪問し、情報や意見交換を実施	県民向け研修会等	○消費生活セミナー 一般県民向けの研修会（専門学校生、小学生親子） ○消費者月間行事（５月23日　消費者110番の日） 県消費者行政推進ネットワークによる消費生活相談会 ○消費者力検定チャレンジ講習会（30年１月～10月、原則第２日曜） 消費生活アドバイザーの会との協働開催 ○くらしとお金のセミナー＆相談会（毎月第４日曜） 日本ＦＰ協会との協働開催
消費者被害の救済	〈チームアプローチ〉 ○若年者消費者トラブル解決支援事業（月２回） 県民生活センターで弁護士無料相談 ○多重債務者解決支援事業（年114回） ・県内各地で弁護士無料相談 ・多重債務に限定せず、震災からの生活再建への相談にも対応 ○知的障がい者等金銭管理支援事業 ・各種研修会で、知的障がい者等向けテキストブック等の情報提供 ・消費者教育推進専門員が福祉施設等を訪問し、関係機関の連携を支援 〈ADR（裁判外紛争解決手続）〉 ○市町村等弁護士あっせん事業 市町村、県の相談員の「あっせん」が困難な事案に対し、市町村に弁護士を派遣し、消費者問題解決を支援	消費者教育の推進	○出前講座 地域での自主的研修会等に県民生活センターから講師派遣 ○小中高等学校消費者教育支援事業 ・県教委と連携し、教員向けの研修会及び先進事例調査を実施 ・消費者教育推進専門員が学校や市町村教育委員会等を訪問し、消費者教育の現状把握や助言等を実施 ○多面的消費者教育推進事業 ・就労者世代への研修実施・取組状況の広報 ○消費生活サポーター 口コミでの情報提供や注意喚起
事業者対応	・事業者指導、法執行 ・商品テスト、生活用製品等調査	広報・啓発	○各種情報発信 ・世代や消費者の特性に合わせ、適時適切に被害情報等を提供 ・県の広報媒体を利用した情報発信（各種パブリシティ、プレスリリース、メルマガ、消費生活緊急注意報、製品リコール情報、Ｑ＆Ａなどのホームページ　等）
その他	・関係団体との連携 ・交通事故相談（巡回相談、弁護士無料相談）	補助等	○市町村補助 消費者行政推進等経費に対する補助

下線：新規事業